

経営指標等の推移

(単位:千円)

項目	期別	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益		2,043,832	2,358,024	2,270,543	2,246,488	2,142,924
経常利益		△ 1,223,618	125,569	203,468	305,246	73,499
当期純利益		-	115,740	198,574	283,062	109,025
当期純損失		1,654,879	-	-	-	-
預金積金残高		171,589,780	170,016,892	175,076,175	181,471,496	172,386,653
貸出金残高		96,783,912	97,139,556	102,257,251	102,138,327	104,108,063
有価証券残高		35,203,654	34,664,686	35,721,864	36,878,572	33,975,041
総資産額		184,023,297	182,697,331	190,575,084	196,776,048	184,304,581
純資産額		8,027,345	7,599,947	8,176,117	8,080,760	7,414,075
自己資本比率		8.29%	8.21%	8.75%	8.69%	8.81%
普通出資総額		585,004	573,640	569,075	565,426	564,001
普通出資総口数		585,004口	573,640口	569,075口	565,426口	564,001口
組合員数		35,135人	35,309人	34,300人	33,605人	32,862人
普通出資に対する配当金 (配当率)		11,788(2.0%)	8,754(1.5%)	8,566(1.5%)	8,518(1.5%)	8,464(1.5%)
優先出資総額		1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
優先出資総口数		100,000口	100,000口	100,000口	100,000口	100,000口
優先出資に対する配当金 (配当率)		21,000(0.7%)	21,000(0.7%)	21,000(0.7%)	21,000(0.7%)	24,000(0.8%)
職員数		206人	185人	174人	168人	160人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び 拡散金融に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策及び拡散金融(以下「マネロン・テロ資金供与対策」といいます)を経営上の重要な課題として位置付け、以下の内部管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。

1. 組織態勢

当組合は、経営陣の主体的かつ積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与対策に関する適切な措置を実施する態勢を構築します。

2. 顧客管理

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の関連法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

3. 疑わしい取引の届出

当組合は、適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、検知により把握した疑わしい取引について、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

4. 役職員の研修

当組合は継続的な指導、研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与対策に関する知識・理解を深め、意識の向上に努めます。

5. 遵守状況および有効性の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況と対策の有効性について、内部監査部門が定期的に内部監査を行い、監査結果を踏まえて継続的・組織的な態勢の改善と充実に努めます。

コンプライアンス態勢の強化

“けんしん”は、コンプライアンスを経営方針の一つとして位置づけ、法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しています。

コンプライアンス態勢

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法をはじめとして民法・会社法など各種法律に基づいて行われています。特に金融機関は社会的に公共性が高く、金融業務において顧客情報の厳正な取扱い、犯罪収益移転防止法の徹底等多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客様の保護が図られています。そこで当組合は、法令等遵守（コンプライアンス）を経営方針の一つとして位置づけ、組合全体に法令等遵守を徹底する態勢を整えており、総務部が法令・内部規則に則った事務の取扱いを常に点検・指導しております。また、法令等遵守に係る役職員研修・実践を重ねることにより、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客様の信頼性向上に努めております。

コンプライアンスの基本方針

- 1.社会的責任（CSR）と公共的使命**

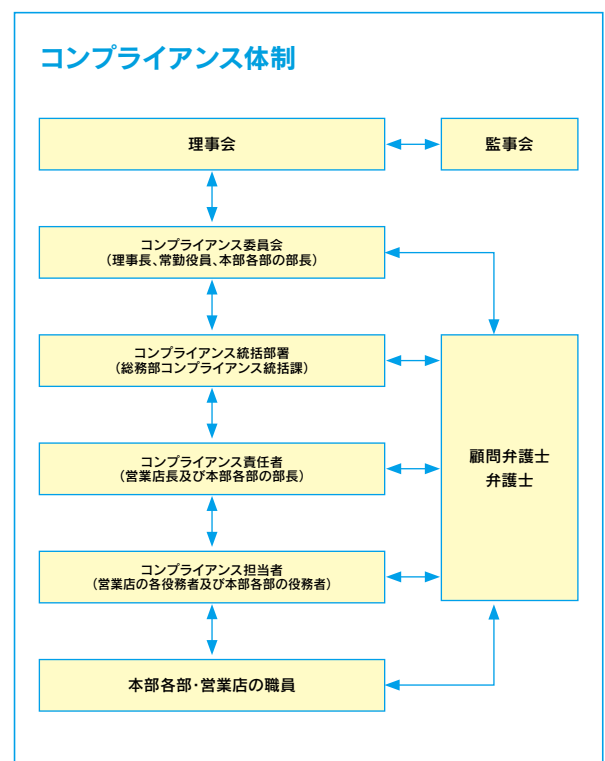
当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細企業者等お客様の金融の円滑化に努め、地域経済の活性化を図り健全な社会生活の発展に貢献します。
- 2.信頼の確保**
 - (1) 当組合は、法令やルールを厳格に遵守し、その業務に努めます。
 - (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、質の高い金融サービスの提供に努めます。
- 3.経営の透明性の確保**

当組合は、正確な経営情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹します。
- 4.人間尊重の精神**

当組合は、お客様の個人情報等保護や全職員の人権等、あらゆる人の人権を尊重した対応をします。
- 5.環境問題と社会貢献活動への取組み**

当組合は、環境保全に寄与するとともに地域社会の発展のため積極的に取組みます。
- 6.反社会的勢力との決別**

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、警察等関係機関と連絡を密にし、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。



反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

- 1.組織としての対応**

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 2.外部専門機関との連携**

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3.取引の未然防止を含めた一切の関係遮断**

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
- 4.有事における民事と刑事の法的対応**

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- 5.資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止**

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。